

議第163号

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 2月19日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

京都市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 桂坂第20地区の項の次に次の1項を加える。

桂 坂 第 21 地 区	桂坂地区計画の区域のうち、地区整備計画において桂坂第21地区として区分された区域
--------------	--

別表第2 桂坂第1地区、桂坂第2地区、桂坂第4地区、桂坂第8地区、桂坂第12地区及び桂坂第13地区の項中「及び桂坂第13地区」を「、桂坂第13地区及び桂坂第21地区」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

西京桂坂地区に係る地区計画の変更に伴い、新たに地区整備計画が定められた区域内における建築物に関する制限を定める必要があるので提案する。